

研究区分	教員特別研究推進 地域振興
------	---------------

研究テーマ	医療観察法小規模病棟における触法精神障がい者に対する良質な看護実践への提案				
研究組織	代 表 者	所属・職名	看護学部・助教	氏名	佐藤 浩一
	研究分担者	所属・職名	看護学部・教授	氏名	篁 宗一
		所属・職名	看護学部・助教	氏名	小泉 祐貴
		所属・職名		氏名	
	発 表 者	所属・職名	看護学部・助教	氏名	佐藤 浩一

講演題目
医療観察法小規模病棟における触法精神障がい者に対する良質な看護実践への提案
研究の目的、成果及び今後の展望
【研究目的】医療観察法の法整備は進んでいるといわれている。しかし全国には未だに医療観察法病棟がない都道府県がある。精神医療の予算が限られる中、未だ建設に着手できていない都道府県に関しては、低予算で建設ができる小規模病棟での運用が現実的である。故に、小規模病棟における質的な看護実践の向上が重要だと考えられる。良質な看護実践の提供は、触法精神障がい者のすみやかな病状改善に繋がり、入院日数の軽減、ひいては再犯率の防止にも寄与する。よって本研究の目的は、医療観察法小規模病棟で起こりうる喫緊の課題や問題点を明らかにすることで、良質な看護実践の示唆を得ることを目的とした。 【成果及び今後の展望】我が国の医療観察法病棟の整備状況は、病床数 856 床、（国 504 床、都道府県 352 床）に留まっている（令和 5 年 4 月 1 日現在）。厚生労働省からは、都道府県における整備が急がれている。なかでも、現在指定入院医療機関がないのは、青森県、秋田県、宮城県、岐阜県、石川県、福井県、和歌山県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県、大分県、宮崎県である。この現状を踏まえて鑑みると、鑑定入院から医療観察法への触法精神障がい者の遠隔地への輸送や帰着地に社会復帰する対象者への支援費用、多職種におけるマンパワーの確保が時間的、経済的な負担となっていることが示唆された。指定通院医療施設への円滑な移行の為に、各都道府県に医療観察法病棟が整備され、尚且つ国家予算が大きく削減できる小規模病棟建設への意義は大きいと考えられた。 報告者における、医療観察法小規模併設型病棟における看護師の現状と課題（2016）では、小規模病棟の中でも併設型の有益な点と課題を明らかにした。今後の小規模併設型病棟を運用する課題として、【小規模病棟に関わる看護師の苦悩】があり、それぞれの施設で独自の病棟ルールやマニュアルが展開されている。看護師の苦悩につながる要因として、小規模病棟を運用する統一したモデルがないことが示唆された。今後、共通した施設基準をもつ小規模病棟がそれぞれの運用基準を軸に、①成果に結びつく適切な目標を掲げること②施設合同でその効果について検討する機会をもつこと③各施設の運用情報を発信し、ネットワークを活かした小規模病棟の病院運用が必要なのではないかと示唆されている。また、現状でも小規模に特化した研究論文は未だ少ないことが明らかである。本研究から得られた内容は、今後医療観察法病棟建設が予測される都道府県の重要な示唆となり、意義は大きいと考えられる。ひきつづき、研究施設へのフィールドを拡大し、研究をすすめる予定である。